

「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」について

事業	放課後子ども教室推進事業	放課後児童健全育成事業
メニュー	(子ども教室事業)	(児童クラブ事業)
目的	～地域における家庭教育支援～	～仕事と子育ての両立支援～
	安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画により、勉強、スポーツ、文化活動及び地域との交流を行う。	放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所を確保するとともに、子どもの健全な育成を支援する。
事業方式	市の事業として地域の運営・実施母体が運営	市の委託事業として運営・実施母体に委託
地域推進体制	地域に実行委員会を設置	
事業の運営・実施母体	実行委員会で承認し、地域で組織する。	市が承認し、保育園、認定こども園、社協等へ委託する。
		市の開設承認
対象児童	小学校1年生から6年生	保護者等が労働等により、昼間家庭にいない小学校1年生から6年生
	(注)ただし、地域の実情に応じ、幼児、中学生の参加も可とする。	(注)入所審査あり 定員を超える場合は、利用調整をすることがある。
対象児童の参加形態	来館型	預かり型
	名簿制	入所登録制
	(注)地域の実情に応じ、名簿などで参加児童を把握	
実施場所	小学校利用可能スペース、公民館等、公共的施設を利用	専用室で実施 (条例で位置づけ、開設承認)
運営日数等	開催日・日数・時間は地域で決定	月曜日から金曜日(長期休業中も実施)
		(注)ただし、土曜日実施のクラブあり
スタッフ	地域の有償・無償ボランティア	放課後児童支援員(保育士等の有資格者)及び補助員

保護者負担金	原則なし	あり
	(注)ただし、保険料や材料代等必要最小限の受益者負担の徴収あり	(他におやつ代を実費徴収)